

令和2年度からの入札制度改正について

① 一般競争入札の拡大について

一般競争入札で行う工事の下記業種の対象金額を

『土木一式工事・ほ装工事 設計額等が4000万円以上』、

『建築工事 設計額等が1億円以上』

に拡大します。

【新旧対照表】

工事業種	新	旧
土木一式工事・ほ装工事	設計額等が <u>4000万円</u> 以上のも	設計額等が <u>1億円以上</u> のもの
建築工事	設計額等が <u>1億円以上</u> のもの	設計額等が <u>1億5千万円以上</u> のもの

② 総合評価落札方式の拡大について

企業の技術力と入札価格とを総合的に評価することが適当と認める工事を対象とする総合評価落札方式を、一般競争入札・指名競争入札で行うものの中から 年間15～20本以上 を目標に拡大していきます。

③ 低入札価格調査基準等の範囲の改正について

公共工事の更なる品質確保に向けて

低入札調査基準価格及び失格判断基準の範囲を

予定価格の7.5/10～9.2/10へ改正します。

【新旧対照表】

新	旧
7.5/10～9.2/10	7/10～9/10